

## 令和6年度三重ボランティア基金助成事業要項 (1次募集) <抜粋>

### 1. 【目的】

この要項は、公益財団法人三重ボランティア基金が、定款第4条に定める助成事業を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 【助成事業】

- (1) ボランティア団体基盤強化助成
- (3) ボランティア活動資金助成
- (6) 子ども居場所づくり活動支援助成 (運営費・環境整備費)
- (7) 生きづらさをかかえる方の居場所づくり活動支援助成 (運営費・環境整備費)

### 3. 【実施細目】

#### (6) 子ども居場所づくり活動支援助成

##### ア. 助成目的

子どもが、地域社会において思いやりと連携意識に支えられ、安心して生活を送ることができる福祉社会の実現のため、居場所づくりに取り組むボランティア活動を支援する。  
※令和4年度から3年間の重点助成として実施します。

##### イ. 助成対象者

三重県内の社会福祉協議会が設置するボランティアセンター等にボランティア団体として登録されており、子どもの居場所づくりを目的とした活動を行うボランティア団体。

例) ・子ども食堂等で食事や食材を提供する団体

- ・学習習慣の定着や基礎的な学力向上のために、自主学習を支援する団体
- ・その他、家でも学校でもなく子どもが気軽に集える場を運営する団体等

※環境整備費等については、令和4年度及び令和5年度助成決定した団体を除く。

##### ウ. 助成対象経費

ボランティア団体が助成対象事業に掲げる活動に要する経費

対象経費	対象費目
運営費 ※単年度1団体 1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材費</li> <li>・消耗品費(単価5万円未満)</li> <li>・賃借料</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・ボランティア行事用保険加入費</li> </ul> 等
環境整備費 ※3年間で1団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品購入費(単価5万円以上)</li> <li>※什器購入費や機器類購入費等</li> </ul>

1回	<p>※什器備品に関しては、単価5万円以下も可となる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の改修費。ただし、事業実施に最低限必要な改修に限る。また、建物の大規模な増改築等は対象外とする。</li> </ul> <p>例) ・ 棚などの増設費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事提供のための台所改修費</li> <li>・ 安全のための手すりの取付費用費</li> <li>・ 回線工事費</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>※営利目的で使用している店舗内や個人宅、賃借施設等での改修・改装に関しては、建物全体(外装・内装)の写真及び該当箇所の写真を添付すること。</p>
----	---

※助成決定通知書の日付以降の該当年度分を助成対象とする。

#### エ. 助成額

運営費：1団体 10万円以内 ただし、1,000円未満切り捨てとする。

環境整備費：1団体 50万円以内 ただし、1,000円未満切り捨てとする。

なお、運営費と環境整備費は同時に申請することができる。

#### オ. 応募締め切り

令和6年2月22日(木)必着

#### カ. 応募方法

ボランティア団体として登録している社会福祉協議会に『助成金交付申込書』に必要書類を添えて提出、社会福祉協議会の推薦を受けること。

※過去に金銭的なやり取りが一切発生していない場合は、必要書類(別添)のうち②前年度の収支決算書を提出する必要はない。

#### キ. 必要書類

①見積書 ②前年度決算書 ③当該年度予算書

※食材費に関する見積は、追加様式aに入力して提出すること

#### ク. 選定方法及びその結果

選定は、書類審査を行い決定する。結果については、事務局より文書をもって通知する。